

大分県知事免許（新規（免許換えを含む）・更新）

■ 免許申請に必要な書類

○県（土木事務所）提出部数 計3部

（正本1部、副本1部、控え1部（副本、控えはコピーで結構です）

協会提出用など上記以外が必要な場合は、必要な部数を各自、事前に準備してください。

書類の順序は以下のとおりに揃えて下さい。

順序	書類の名称	書類の要否		説明 記入例 ページ
		法人	個人	
1	免許申請書（第一面～第五面）（様式第1号）	○	○	18～
2	相談役及び顧問、5%以上の株主・出資者等の名簿 『添付書類（6）』（第一面、第二面）【法人申請のみ】	○	×	23
3	身分証明書（代表取締役、取締役、監査役、執行役、政令 使用人、相談役、顧問の全員について必要）	○	○	23
4	登記されていないことの証明書（上記3と同様の者について 必要）	○	○	23
5	代表者の住民票【個人申請のみ】	×	○	23
6	略歴書（上記3と同様の者及び専任の取引士について必要） 『添付書類（3）』 ※役職が専任の宅地建物取引士のみ場合は『添付書類 （8）』を使用 ※政令使用人は委任状（任意様式）を添付	○	○	23～
7	代表者等の連絡先に関する調書『添付書類（9）』	○	○	27
8	専任の宅地建物取引士設置証明書『添付書類（4）』	○	○	28
9	宅地建物取引業に従事する者の名簿『添付書類（10）』	○	○	28～
10	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】 ※現在事項全部証明書は不可	○	×	29
11	宅地建物取引業経歴書『添付書類（1）』（第一面、第二 面）	○	○	30～
12	決算書（貸借対照表及び損益計算書）【法人申請のみ】 ※申請直前1ヵ年分 ※新設法人は「設立時貸借対照表」を添付する。	○	×	34
13	資産に関する調書『添付書類（5）』【個人申請のみ】	×	○	35
14	納税証明書（税務署発行のもの） ※新規法人は納税証明書無添付理由書を添付。	○ 法人税	○ 所得税	36
15	誓約書『添付書類（2）』	○	○	37
16	事務所を使用する権原に関する書面『添付書類（7）』	○	○	38～
17	事務所付近の地図 ※住宅地図等写し可	○	○	40
18	事務所の写真 ※間取り図、平面図等が必要となる場合があります。	○	○	41～

- （注） 1 赤字番号の書類は法定様式です。様式は、国土交通省ホームページ又は（公社）大分県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会 大分県本部で入手できます。
- 2 審査の必要上、上記とは別に書類の提出を求めることがあります。
- 3 土木事務所のコピー機は、申請者であっても使用はできません。